

## 会 議 録

会議の名称	平成26年度第2回茨木市環境審議会
開催日時	平成26年7月23日（水） (午前)・午後) 10時00分 開会 (午前)・午後) 11時40分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議長	圓入 克介
出席者	石山 郁慧、圓入 克介、久米 辰雄、玉井 昌宏、天保 好博、 箱田 正輝、藤田 紫、三輪 信哉、武蔵野 實、村瀬 径介、 山田 俊一 【11人】
欠席者	今堀 洋子 【1人】
事務局職員	西林産業環境部長、大神産業環境部次長兼農林課長、 上田建設部次長兼公園緑地課長、池田市民生活課長、松本環境政策課長、 中村環境事業課長、神谷環境保全課長、古谷下水道課長、 松山環境政策課課長代理、上村環境事業課環境衛生センター所長、 金馬農林課管理係長、井澤環境政策課政策係長、 谷口環境政策課新エネルギー係長、水垣公園緑地課緑地推進係長、 江濱職員、 森野客員研究員、大友研究員（㈱地域計画建築研究所 大阪事務所） <div style="text-align: right;">【17人】</div>
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 茨木市環境基本計画（案）について
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市環境基本計画（案）</li> <li>・資料1 第1回環境審議会での意見等に関する対応</li> <li>・資料2 第1回環境審議会後の意見等</li> <li>・資料3 茨木市環境基本計画（案）新旧対照表</li> </ul>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>【開 会】</p>
事務局	茨木市環境審議会規則第3条第1項の規定により、圓入会長に議長をお願いしたい。
会 長	平成26年度第2回茨木市環境審議会を始める。本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。
事務局	委員12人のうち、11人に出席いただいている。
会 長	過半数の委員の出席をいただいております、会議は成立している。
	<p>【議 題】</p>
会 長	前回に引き続き、茨木市環境基本計画について議論をしていくが、その進め方について、事務局から説明をお願いします。
事務局	茨木市環境基本計画(案)への意見については、審議会の開催ごとに、意見とその対応(案)を整理し、第3章まで意見をいただいた後に、計画(案)に反映する予定である。
	<p>&lt;資料1 説明&gt;</p> <p>&lt;資料2 説明&gt;</p> <p>また、本日は第2章から、取組方針ごとに意見をいただきたい。</p>
会 長	事務局からの説明どおり、本日は第2章から取組方針ごとに意見をいただくこととする。また、意見をいただく前に計画案について一部修正があったため、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	<資料3 説明>
会 長	それでは、計画(案)について意見をいただきたい。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	『取組方針（１） 健康に過ごすことができる生活環境の保全』
会 長	26・27ページ、『取組方針（１）健康に過ごすことができる生活環境の保全』について意見等はないか。
D委員	『②現状と課題』に「一部物質や一部地点では、環境基準を達成できていません」とあるが、これらの詳細な数値等は公表しているのか。また、環境基準を達成できていない項目とは何か。
事務局	詳細な数値等については、年次報告書である「いばらきの環境」で公表をしている。平成25年度に環境基準を達成できていない項目は、大気質は光化学オキシダント、水質は観測12地点のうち1地点におけるBODが未達成であった。
D委員	水質について、未達成となった物質の発生源を把握しているのか。
事務局	水質測定は水質汚濁防止法に基づき、公共用水域等の水質汚濁の状況を監視するために実施しており、発生源までは把握していない。この測定については、『③取組内容』の項目『地域環境の監視』としての取組にあたる。水質汚濁への対策としては、項目『大気・水環境等の保全』の取組として、各種法令に基づき、事業所への立入調査等を実施することで予防措置を講じている。
D委員	このような記載があると、例えば、子どもが河川で遊ぶ場合、直接水に触れても大丈夫かどうかなど、河川の水質を心配する市民も出てくるのではないか。
事務局	記載内容は今後検討する。
C委員	『③取組内容』の項目『合流式下水道の改善』について、具体的にどのような取組を行うのか。
事務局	市域には、合流式下水道と分流式下水道があるが、市街地の多くは合流式下水道となっている。このため、汚水と雨水を併せ、ポンプ場を經由し処理施設へ送っているが、時間雨量12ミリ以上の雨が降ると、雨水とともに汚水を含んだ未処理下水が、公共用水域へ放流されてしまう。この放流回数を平成11年度の40回を基準として、半減させる取組を行っている。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>具体的には、大池ポンプ場では流入する下水中のごみをスクリーンでより細かなものまで取り除くことや、中央ポンプ場へ下水が流入する前に、処理施設へ流入するよう配管を設置するなど、放流回数の減少を図っている。</p>
C委員	<p>水質、衛生上の問題については、どのような調査を実施しているのか。</p>
事務局	<p>年1回、処理施設と連携して放流水質の調査を行っている。</p>
K委員	<p>水質調査について、近年、ゲリラ豪雨により下水量が著しく増加するため、濃度単位で見ると数値が低くなる傾向にある。このため、総量単位でも測定する必要があるのではないかと。</p> <p>また、茨木市で下水越流に関しての被害や市民からの苦情等はあるのか。</p>
事務局	<p>東京ではオイルボール問題等が生じたと聞いているが、本市では下流域への影響や市民からの苦情はない。</p>
	<p>『取組方針（2） 新たな環境課題への対応』</p>
会 長	<p>次に、28・29ページ、『取組方針（2）新たな環境課題への対応』について意見等はないか。</p>
D委員	<p>ライフサイエンス系施設や事業所における化学物質に関する環境保全への対策については、事業所の対策・取組がほとんどであると思うが、市は具体的にどのような取組をしているのか。</p>
事務局	<p>事業者がライフサイエンス系施設を設置する際に立入調査や実験内容について協定を結んでおり、これに基づき、随時立入調査を実施している。また、事業所における化学物質に関しては適正な管理及びその報告を義務付けている。</p>
D委員	<p>工場、特に重金属関係の事業所の有害物質については、データを提出させるべきではないか。</p>
事務局	<p>ご意見の内容はP R T R制度の要点であり、これに基づき市内の企業に化学物質の保管及び排出の状況について、市に報告するよう求めている。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
K委員	茨木市内に協定を結んだライフサイエンス系施設はどの程度あるのか。
事務局	彩都の6施設をはじめ、市内で15施設と協定を結んでいる。
K委員	リスクコミュニケーションとしては、情報の共有ということも必要である。ライフサイエンス系施設の周辺住民に対して、事業の説明などは行っているのか。
事務局	本市と協定を結ぶ際に、事業者に対して周辺住民への説明を行うよう求めている。
C委員	大規模災害が発生した場合、どのように対応するのか。
事務局	事業者に対して、大規模災害が発生した際にどのように行動するかなどをまとめた、応急措置計画の策定を求めている。
C委員	応急措置計画は、施設の耐震等と関連して策定しているのか。
事務局	事業者に対しては、大規模災害が発生しないよう、未然防止策の策定を求めており、施設の耐震については、これに含まれると考えている。
K委員	応急措置計画の内容を周辺住民に説明しているのか。
事務局	応急措置計画はあくまで事業所内でどのような行動をするかをまとめた計画であるため、周辺住民への説明までは求めている。
D委員	施設の敷地外へ影響が出た場合はどのように対応するのか。
事務局	応急救護等は消防の管轄になり、そのような事案が生じた場合の対応については、防災計画での記載が考えられるが、環境基本計画では、事業所の敷地内での大規模災害等を未然に防ぐために、どのような取組を行うかを記載している。
	『取組方針（3） 快適環境の保全』

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	次に、30・31ページ、『取組方針（3）快適環境の保全』について意見等はないか。
H委員	立命館大学の新キャンパスが開設されるため、通学路やコンビニエンスストア周辺を中心に、ごみが増えるのではないかという声が周辺住民からあがっている。住民はこれまでも地域での環境美化活動を行っているが、大学と連携した美化活動などは検討しているのか。
事務局	大学からは、大学周辺に灰皿を設置しないなど、周辺環境に配慮すると聞いているが、今後は学生と住民が一体となった美化活動などの取組について検討する必要があると考えている。
B委員	『③取組内容』に、主に犬や猫を中心とした『ペットの適正飼養』という項目があるが、基本施策2にも、家庭でペットとして飼われているカミツキガメなどの『外来生物への対応』に関する項目がある。同じペットに関する取組であるが、分かれて記載しているため、分かりづらい。ペットに関する内容を『ペットの適正飼養』にまとめて記載し、植物に関する内容については『外来生物への対応』に記載をすると分かりやすいのではないか。
事務局	『ペットの適正飼養』では、主に犬・猫の糞尿により、快適な生活環境が損なわれないよう取組を行うといった趣旨であり、基本施策2では、家庭でのペットだけでなく、市域に生息・生育している外来生物について取組をしていくといった趣旨であるため、分けて記載している。
K委員	茨木市に環境美化に関する条例はあるのか。
事務局	本市では、「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」、「茨木市あき缶等のポイ捨て禁止に関する条例」など、環境美化に関する条例を施行している。
K委員	環境美化に関する条例に、犬猫の糞尿についても記載する自治体も多いため、茨木市も検討してはどうか。
事務局	「茨木市生活環境の保全に関する条例」に、ペットの適正飼養に関する項目がある。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	『取組方針（１） 都市とみどりの共存』
会 長	次に、32・33ページ、『取組方針（１）都市とみどりの共存』について意見等はないか。
B委員	取組内容は、概ね緑化を推進していくという内容であるが、ここにも外来生物に関する記載をしてはどうか。例えば、ヒートアイランド対策として屋上緑化をしている事業所もあるが、多くは外来種を使用している。また、市の街路樹に外来種を使用していることも多いため、『⑤各主体の取組』市の取組内容にも「外来種を考慮して」等を追加してはどうか。
H委員	同様の意見になるが、大阪市では、市と市民が一体となり、淀川河川敷の法面に緑化の一環としてキバナコスモスを植えたが、花が咲いた後、自然保護団体からクレームがあり、それ以降キバナコスモスの配布を取りやめている。『⑤各主体の取組』市の取組内容にも「花苗の配布や生垣緑化の支援など…」とあるため、花苗の配布の際は、外来種を配布しないよう留意してほしい。
事務局	外来生物というと動物にばかり関心を持ってしまいが、植物についても留意するよう記載内容を含めて検討する。 こちらから一点うかがいたい。山間部など自然豊かな地域は分かるが、街路樹など、都市の緑化についても外来種は排除すべきなのか。ハナミズキなど、一部市民から受け入れられている外来種もあるのではないか。
B委員	ニセアカシアなどは街路樹として植えられていることが多く、蜂蜜の原料にもなるが、とても繁殖力が強く、地域の生態系を壊す可能性がある。ナンキンハゼについても、鳥が実を食べ、糞をすることで、町に種子が撒き散らされるといった問題もある。 今後、植物を植えるのであれば、外来生物法を参考にしてはどうか。
会 長	外来生物については、奥が深い問題であり、ここでは外来生物といった視点を意識して、緑を育む取組を推進するようお願いする。
	『取組方針（２） 自然資源の利用の推進』
会 長	次に、34・35ページ、『取組方針（２）自然資源の利用の推進』について

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	意見等はないか。
D委員	茨木市に市民農園はどれくらいあるのか。また、エコ農産物のPRは行っているのか。
事務局	市民農園については、市の土地で開園しているのが6か所、300弱の区画で実施している。なお、個人で開園している市民農園については把握できていない。 また、エコ農産物については市ホームページで紹介するなど、PRを行っている。しかし、消費者が虫食いなどのある農産物を敬遠する傾向にあり、なかなか浸透しているとはいいがたい状況である。
D委員	山間部の遊休農地を、観光農園などにできないか。
事務局	観光という視点であれば産業部門に該当すると思われるが、検討させていただく。
B委員	『③取組内容』の項目『環境にやさしい農業の推進』に棚田に関する内容を追加してはどうか。茨木市の棚田は面積も広く、また、棚田本来の田んぼとしての機能だけでなく景観や水害防止の機能もあるため、棚田をPRする意味でも、追加で記載してほしい。 また、項目「農地・里山の活用」の市民の取組として「森林保全ボランティア養成講座に参加します」とあるが、講座を修了していない者も森林保全活動を行っているので、「ボランティア活動に参加します」に記載内容を修正してほしい。
事務局	ボランティアの記載内容については、内容を見直すよう検討する。棚田については、農作業には不便なため、再整備を進めている。このため、農地としての、棚田は減少しているため、本計画には記載していない。
C委員	『⑤各主体の取組』の項目『豊かな自然資源の活用』に、「ダム湖周辺整備として、～レクリエーション整備事業を～」とあるが、どのような事業を想定しているのか。
事務局	ダム建設の計画当初は、ダムの湖面を眺望する展望台の整備を検討していたが、利水機能の撤廃により、計画当初よりダム湖の貯水量が下がったことで、現在は、事業の見直しを進めている。



## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	『取組方針（３） 生物多様性の保全』
会 長	次に、36・37ページ、『取組方針（３）生物多様性の保全』について意見等はないか。
B委員	『③取組内容』の項目『みどりのネットワークの創出』について、『主な内容』と『⑤各主体の取組』の整合が図れていない。『主な内容』の記載内容は、保全生態学ではコリドーという緑の回廊を意味するが、『⑤各主体の取組』の記載内容は人間のネットワークについて記載されている。
事務局	本計画の構成として、『③取組内容』を実現するため、『⑤各主体の取組』に各主体がどのような取組を行うかを記載している。このため、『取組内容』が人間のネットワークに近い内容となってしまうが、意見を踏まえ、誤解を招かないよう、記載内容について検討する。
K委員	茨木市のみどりの基本計画には、コリドーについて記載しているのか。
事務局	コリドーの視点を踏まえているかまでは分からないが、ネットワークとしての緑についての記載はある。
D委員	生涯学習センターが発行している「まなびどり」の中で、生物多様性に関する記事もあるため、参考にしてほしい。
H委員	『⑤各主体の取組』の項目『外来生物への対応』の記載内容は、主に動物を対象としているように思うが、実は外来生物で問題なのは植物である。外来種の植物にはきれいな花が咲くものも多く、市民の危機管理意識がとても低いため、外来種の植物に関する内容も記載すべきではないか。
B委員	先ほどの『ペットの適正飼養』の取組内容に、「動物愛護管理法等を理解し…」と法律名の記載があったため、「外来生物法を理解し…」といった記載内容を追加してはどうか。
事務局	記載内容について検討する。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	『取組方針（１） 省エネルギーの実践及び普及啓発』
会 長	次に、38・39ページ、『取組方針（１）省エネルギーの実践及び普及啓発』について意見等はないか。
B委員	プラットフォームという表現がわかりづらい。これに代わるような日本語の表現はないのか。
事務局	そのような表現がないため、分かりやすいよう写真入り注釈を掲載している。
	『取組方針（２）再生可能エネルギー等の普及促進』
会 長	次に、40・41ページ、『取組方針（２）再生可能エネルギー等の普及促進』について意見等はないか。
D委員	太陽光発電システム設置補助制度があるが、年間の補助件数はどの程度か。また、今年度の予算はいくらか。
事務局	補助件数は、平成25年度488件で、補助制度を開始した平成16年度から平成25年度までの累計で1,874件の補助を行っている。今年度の補助制度は、1kWあたり12,500円、上限は4kWで50,000円であり、予算は太陽光発電システム単独で4,500万円で、家庭用燃料電池と併せて5,770万円の予算となっている。
C委員	『⑤各主体の取組』の項目『健全な水循環の確保』に「修景施設等への下水処理水の再利用を推進」とあるが、具体的な事例等はあるか。
事務局	区画整理をした島三丁目において、せせらぎ水路で処理水を利用している。
C委員	下水処理水の再利用については処理施設周辺で実施するのは良いが、遠方まで処理水を運ぶには費用がかかる。他の自治体の事例を見ても、成功している例は少なく、実施する際は十分検討されたい。
B委員	『⑤各主体の取組』の項目『森林資源の有効活用』について、市民が薪

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>や炭を購入する場が少ない。茨木市では里山センターが数少ない購入の場であるため、計画に記載するなど、積極的にPRしてほしい。</p> <p>また、最近「道の駅」ならぬ「木の駅」を設置し、森林整備につなげている自治体もあるため、こういった事業についても調査・検討してほしい。</p>
事務局	ご意見について検討する。
会 長	薪や炭を燃料として活用することで、煙の問題は発生しないか。
事務局	薪の不完全燃焼により、煙が大量に発生する場合がある。
会 長	薪や炭の活用を推進するのであれば、使用方法についても、しっかりと指導されたい。
	『取組方針（3） 低炭素な暮らしや事業活動の推進』
会 長	次に、42・43ページ、『取組方針（3）低炭素な暮らしや事業活動の推進』について意見等はないか。
A委員	彩都にあったビオトープはどうなっているのか。
事務局	あさぎ里山公園にあるが、人が手をかけすぎてしまい、ビオトープとしての機能を失いつつあるため、現在は柵で区切り、本来のビオトープに戻す作業をしている。
H委員	市はレンタサイクル事業をしているのか。
事務局	市が実施しているレンタサイクル事業はない。レンタサイクルは基本的に民間事業者が主導で実施することとしているが、今後のあり方については、本市の総合交通戦略の取り組みと整合を図る。
H委員	自然観察会等に、公共交通機関と自転車を組み合わせた利用ができれば、とても環境に配慮して観察会になるため、実施を検討してほしい。
事務局	計画に記載することは難しいが、関係課と調整し検討する。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
C委員	『⑤各主体の取組』の項目『公共交通機関等の利用促進』の市民の取組内容に、「公共交通機関や自転車等の利用に努めます」とあるが、事業者にも同じ取組内容を記載した方がよいのではないか。立命館大学が開設されるため、自動車通勤・通学が多いと環境問題だけでなく、交通渋滞などの問題も発生する可能性もある。
事務局	記載内容について検討する。
会 長	本日は、時間の関係もあるため、取組方針についての議論はこのあたりまでとする。この機会に第1章について意見等はあるか。
B委員	8ページに環境教育促進法についての記載があるが、学校での環境教育について、社会教育も含むような記述になっている。記載内容を確認したほうがよい。
事務局	記載内容について確認する。
	【閉 会】
	以上